

奈良市公告第 81 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号）第 2 条の規定により公告します。

令和 7 年 5 月 12 日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良市雨水台帳整備等業務委託
- (2) 業務場所 奈良市西部地域
- (3) 業務期間 契約の日から令和 8（2026）年 2 月 27 日まで
- (4) 業務概要 奈良市雨水台帳整備等業務委託仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 単独事業者

- ① 入札参加資格申請時において、令和 7 年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、測量部門の登録をしている者であること。
- ② 令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間において、官公庁の発注において、下水道台帳整備及びハザードマップ作成の業務実績を各 2 件以上有する者であること。
- ③ 入札参加申請日において、下記の技術者を当該業務に各 1 名配置できること。
担当技術者については、複数のグループで同時に現地調査を行う場合は、グループ毎に担当技術者を 1 名配置するものとする。

ア 主任技術者

本業務に従事する主任技術者は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 49 条の規定に基づく測量士の資格を有する者であり、かつ高度な技術と十分な実務経験を有するものでなければならない。

また、公告日より 3 箇月以上の雇用関係にあり、同種業務（下水道台帳整備またはハザードマップ作成等）の実績を有するものであること。

イ 照査技術者

本業務に従事する照査技術者は、主任技術者を補佐できるもので空間情報総括監理技術者及び技術士（上下水道部門）の資格を有する者であるものとする。

また、公告日より3箇月以上の雇用関係にあり、同種業務（下水道台帳整備またはハザードマップ作成等）の実績を有するものであること。

ウ 担当技術者

本業務に従事する担当技術者は、測量法第49条の規定に基づく測量士の資格を有しており、公告日より3箇月以上の雇用関係にある者とする。

- ④ 企業として次の認証を取得していること。
 - ・品質マネジメントシステム（QMS:JISQ9001 または ISO/IEC9001）
 - ・環境マネジメントシステム（EMS:JISQ14001 または ISO/IEC14001）
 - ・アセットマネジメントシステム（AMS:JISQ55001 または ISO/IEC55001）
 - ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS:JISQ27001 または ISO/IEC27001）
 - ・クラウドサービスセキュリティ（JISQ27017 または ISO/IEC27017）
 - ・個人情報保護マネジメントシステム（PMS:JISQ15001）
 - ・IT サービスマネジメント（ISO20000-1）
 - ・レジリエンス認証
 - ・DX 認定事業者登録
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 別紙の仕様書に定める業務について十分な業務遂行能力を有するとともに、適正な実施体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- ⑦ 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体ならびにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(2) 共同企業体

- ① 入札参加資格申請時において、共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）は令和7年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、測量部門の登録をしている者であること。
- ② 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間において、共同企業体は政令市または中核市の発注において、下水道台帳整備及びハザードマップ作成の業務実績を各2件以上有する者であること。

- ③ 入札参加申請日において、構成員は下記の技術者を当該業務に各 1 名配置できること。

担当技術者については、複数のグループで同時に現地調査を行う場合は、グループ毎に担当技術者を 1 名配置するものとする。

ア 主任技術者

本業務に従事する主任技術者は、測量法第 49 条の規定に基づく測量士の資格を有する者であり、かつ高度な技術と十分な実務経験を有するものでなければならない。

また、公告日より 3 箇月以上の雇用関係にあり、同種業務（下水道台帳整備またはハザードマップ作成等）の実績を有するものであること。

イ 照査技術者

本業務に従事する照査技術者は、主任技術者を補佐できるもので空間情報総合監理技術者及び技術士（上下水道部門）の資格を有する者であるものとする。

また、公告日より 3 箇月以上の雇用関係にあり、同種業務（下水道台帳整備またはハザードマップ作成等）の実績を有するものであること。

ウ 担当技術者

本業務に従事する担当技術者は、測量法第 49 条の規定に基づく測量士の資格を有しており、公告日より 3 箇月以上の雇用関係にある者とする。

- ④ 構成員は、企業として次の認証を取得していること

- ・品質マネジメントシステム（QMS:JISQ9001 または ISO/IEC9001）
- ・環境マネジメントシステム（EMS:JISQ14001 または ISO/IEC14001）
- ・アセットマネジメントシステム（AMS:JISQ55001 または ISO/IEC55001）
- ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS:JISQ27001 または ISO/IEC27001）
- ・クラウドサービスセキュリティ（JISQ27017 または ISO/IEC27017）
- ・個人情報保護マネジメントシステム（PMS:JISQ15001）
- ・IT サービスマネジメント（ISO20000-1）
- ・レジリエンス認証
- ・DX 認定事業者登録

- ⑤ 構成員は、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- ⑥ 構成員は、別紙の仕様書に定める業務について十分な業務遂行能力を有するとともに、適正な実施体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

- ⑦ 構成員は、奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

- ⑧ 構成員は、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）
- ⑨ 構成員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体ならびにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑩ 構成員は、2者以上4者以内とし、任意かつ自主的に結成するものであること。
- ⑪ 入札参加申請書類提出後は、申請代表者及び共同企業体構成員の変更は認めない。
- ⑫ 構成員は、本業務に入札参加申請する他の共同企業体の構成員ではないこと。

3 仕様書等を示す日時及び場所

(1) 日時

令和7年5月12日（月）から、令和7年5月23日（金）まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く）の午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 場所

奈良市建設部土木管理課（奈良市ホームページにも公表している）

4 質疑に関する事項

(1) 受付期間

令和7年5月12日（月）から令和7年5月15日（木）まで
午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 受付方法

質問は、入札事項質問書（様式第8号 単独事業者、様式第8号-1 共同企業体）でのみ受け付ける。

提出は電子メールにて行うこと（FAX 不可）。また、電子メールは、提出前後に確認の電話連絡を行うこと。なお、電話での質問は受け付けない。

(3) 送信先メールアドレス

dobokuk@city.nara.lg.jp

連絡先電話番号

0742-34-4893

(4) 質問に対する回答

回答は令和7年5月20日(火)午前9時から午後5時までで当課ホームページに掲載する。

5 入札の場所及び日時

奈良市役所 中央棟3階 入札室

令和7年5月30日(金) 午後2時30分

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除する。

7 入札参加申請

(1) 提出書類

- ① 一般競争入札参加申請書(様式第1号 単独事業者、様式第1号-1 共同企業体)
- ② 業務実績調書(様式第2号 単独事業者、様式第2号-1 共同企業体)、下水道台帳整備または内水ハザードマップ作成の業務実績があると確認できるものの写し(契約書、仕様書等)
- ③ 誓約書(様式第3号 単独事業者、様式第3号-1 共同企業体)
- ④ 配置予定技術者調書(様式第4号 単独事業者、様式第4号-1 共同企業体)
- ⑤ 配置予定技術者の保有資格及び業務実績(様式第5号 単独事業者、様式第5号-1 共同企業体)、空間情報総括監理技術者及び技術士(上下水道部門)の資格者証の写し、入札参加申請日において、継続して3箇月以上の雇用関係にある者と確認できるものの写し(健康保険被保険者証等)
- ⑥ 品質マネジメントシステム(QMS:JISQ9001またはISO/IEC9001)、環境マネジメントシステム(EMS:JISQ14001またはISO/IEC14001)、アセットマネジメントシステム(AMS:JISQ55001またはISO/IEC55001)、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS:JISQ27001またはISO/IEC27001)、クラウドサービスセキュリティ(JISQ27017またはISO/IEC27017)、個人情報保護マネジメントシステム(PMS:JISQ15001)、ITサービスマネジメント(ISO20000-1)、レジリエンス認証、DX認定事業者登録の取得証明書の写し
- ⑦ 測量法による登録を受けていることを証する書類の写し

- (2) 共同企業体で参加する場合は下記の書類を追加すること
 - ① 業務委託共同企業体協定書（共同連帯施工型）（様式第6号 共同企業体）
 - ② 委任状（様式第7号 共同企業体）
 - ③ 各構成員の測量法による登録を受けていることを証する書類の写し
- (3) 提出部数
各1部
- (4) 提出期間
令和7年5月12日（月）から令和7年5月23日（金）まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く）の午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く）
- (5) 提出方法
提出場所へ直接持参すること。郵送、電子メール、FAXでの提出は認めない。
- (6) 提出場所
奈良市建設部土木管理課

8 入札に関する事項

- (1) 入札の方法は、持参入札とする。
- (2) 入札時間に遅れた者は、入札に参加できない。
- (3) 入札会場への入場は、入札者またはその代理人のみとする。
- (4) 代理人が入札する場合は、必ず入札前に委任状（様式第9号 単独事業者、様式第9号-1 共同企業体）を提出すること。
- (5) 入札参加者またはその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (6) 入札者の不正行為または不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、この入札を執行することが不適當であると認めるときは、執行を取り止める。
また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合がある。
- (7) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、差換えまたは撤回をすることができない。
- (8) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、または入札期日を延期することがある。

- (9) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。契約希望金額は、事業に係る全ての費用を含むものとする。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- (10) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

9 落札者の決定方法

- (1) 入札者中、入札比較価格以内の最低価格の入札者をもって落札者とする。
- (2) 落札となる額の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじで落札者を決定する。
- (3) 再入札は 1 回を限度として行う。なお、落札者のないときは、入札執行者の判断により処理することとする。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報または FAX 等による入札
- (3) 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類が同封されていない入札
- (4) 入札書に入札金額、委託件名の表示を欠く入札
入札書に署名または記名押印のない入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (9) 入札書の日付が入開札日でない入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

11 その他注意事項

- (1) 本入札は、本入札説明書及び仕様書によるので、熟読のうえ入札に参加すること。
- (2) 入札手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、入札者の負担とする。
- (4) 提出期限後における提出した入札参加申請書類の差換え及び再提出は認めない。

- (5) 入札日の前日までの間において、提出書類に関し本市から説明を求められた場合、事業者はこれに応じることとする。
- (6) すべての提出書類は返却しない。
- (7) 入札説明会は開催しない。
- (8) 入札書は、再入札になる場合があるので、2枚用意すること。
- (9) 落札者は、本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡または継承させてはならない。
- (10) 契約者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはいけない。また、他の目的に使用してはいけない。この契約が終了または解除された後においても同様とする。
- (11) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合がある。
上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令ならびに奈良市契約規則によるものとする。

12 入札に関する問合せ先

奈良市建設部土木管理課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電 話 0742-34-4893（直通）

メール dobokuk@city.nara.lg.jp